

猪名川町立図書館雑誌オーナー制度実施要綱

平成26年10月1日
教育委員会要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、猪名川町立図書館（以下「図書館」という。）における雑誌のオーナー制度を定めることにより、図書館に所蔵しようとする雑誌のオーナー（以下「雑誌オーナー制度」という。）として寄付を募り、住民の行政への参画意識の高揚と町民サービスの充実を図ることを目的とする。

(雑誌オーナーの資格)

第2条 雑誌オーナーになることができるのは、企業、商店、団体及び個人とし、次の各号のすべてを満たすものとする。ただし、図書館の館長（以下「館長」という。）が適当でないと認めたものは、この限りでない。

- (1) 猪名川町立図書館雑誌オーナー制度実施要綱及び猪名川町立図書館雑誌オーナー制度掲載基準に定める要件を満たすものを支障なく実施することを確約できる者
- (2) 猪名川町暴力団等排除に関する条例施行規則第2条第2号に規定する暴力団等でない者

(広告する方法)

第3条 図書館が所蔵する雑誌から館長が指定する雑誌のうち、雑誌オーナーが希望する雑誌のカバーに広告を掲載する。

(雑誌の種類)

第4条 館長が募集する雑誌の種類は、既に図書館に所蔵している雑誌その他館長が適当と認める雑誌とする。ただし、次の各号に掲げるものは、この限りでない。

- (1) 乳幼児・児童を対象とした絵本雑誌
- (2) 郷土に関する雑誌
- (3) 図書館に関する雑誌
- (4) 人権に関する雑誌

(広告事業の範囲)

第5条 雑誌オーナーは、次の各号のいずれにも該当しない範囲で実施するものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 個人の氏名広告など個人的宣伝や意見広告であるもの
- (7) 当該広告事業の内容を町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

(8) 前各号の掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと認められるもの

2 前項に規定する雑誌オーナーの範囲に係る業種、業者及び掲載する広告の基準については、別に定めるものとする。

(申込み及び決定)

第6条 雑誌オーナーは第4条に該当するものの中から希望する雑誌を選択し、猪名川町

立図書館雑誌オーナー制度申込書（様式第 1 号）を館長に提出するものとする。この場合において同一の雑誌について複数の申込みがあったときは、申込みの早い者を優先するものとする。

2 前項の申込みを受けた館長は、その内容を審査し適正と認めるときは、事業者に対し、猪名川町立図書館雑誌オーナー制度決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

3 雑誌オーナーとなることができる期間は、館長が前項の規定により雑誌オーナーとして決定した日の属する月又はその翌月から該当年度の 3 月末までとする。

（広告掲載料の納付）

第 7 条 広告の掲載の決定を受けた雑誌オーナーは広告掲載開始日の 7 日前までに広告掲載料を一括して納付するものとする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（広告原稿の作成及び提出）

第 8 条 広告原稿は、館長が指定する方法により作成するものとし、館長が指定した期日までに提出するものとする。

（掲載期間）

第 9 条 広告の掲載期間は 1 月を単位とする。

（広告掲載の取消し）

第 10 条 館長は次のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取消することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 雑誌オーナー又は広告内容が不相当と判明した場合

（広告掲載料の還付）

第 11 条 広告掲載料は還付しない。ただし、図書館の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 返還する広告掲載料には利子を付さない。

（雑誌オーナー主の責任）

第 12 条 広告の内容に関する一切の責任は、雑誌オーナーが負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 雑誌オーナーは、広告の掲載により、第三者、図書館に損害を与えた場合は、雑誌オーナーの責任および負担において解決しなければならない。

（協議）

第 13 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、図書館と雑誌オーナーが誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 26 年 10 月 1 日から施行する。